

給与差押書類 作成ツール 入力ガイド

このツールは、2026年4月施行の改正民法により導入された「子の監護費用の先取特権」に基づき、債務名義（公正証書や調停調書など）がない方でも、給与の差押え（債権差押命令申立て）を行うための書類を自動作成する無料ツールです。

準備編：手続きに必要な添付書類について

申立書を作成する前に、以下の書類をお手元にご準備いただくと入力がスムーズです。また、これらの書類は申立書と一緒に裁判所へ提出する必要があります。状況（養育費の合意の有無）によって必要な書類が異なります。

パターンA：養育費の「合意あり」の場合

1. 養育費合意書等の文書（写し） 離婚協議書、合意書、メールの履歴など、養育費の取り決めを証明するもの。
2. 相手方（債務者）の住民票の写し または 戸籍の附票 ★必須 裁判所から相手方に決定書類を送達するため、現在の住所を証明する最新のものが必要です。
3. 第三債務者（相手の勤務先等）の資格証明書 相手の勤務先が法人の場合、代表者事項証明書などを法務局で取得します（発行から1～3ヶ月以内のもの）。
4. 戸籍謄本（全部事項証明書）※必要な場合のみ 合意書に記載されたことこの特定が不十分な場合など、親子関係の証明として求められることがあります。

パターンB：養育費の「合意なし」の場合（法定養育費）

1. 戸籍謄本（全部事項証明書）★必須 あなたとこども、相手方の親子関係を証明するために必ず必要です。
2. 相手方（債務者）の住民票の写し または 戸籍の附票 ★必須
3. 第三債務者（相手の勤務先等）の資格証明書 ★必須

操作編：ツールの入力手順

このツールは、入力したデータがご自身の端末内（ブラウザ）でのみ処理される安全な設計です。外部に情報が送信されることはありません。

STEP 1：事前確認

以下の3つの質問にお答えください。

- **Q1. 債務名義の有無**：公正証書や調停調書をお持ちの場合は、このツールはご利用できません。「いいえ」を選択してください。
- **Q2. 第三債務者の特定**：相手の勤務先などが分かっているか確認します。「はい」を選択してください。
- **Q3. 養育費の合意の有無**：合意の有無により、請求できる内容（形成養育費か法定養育費か）や、必要書類が変わります。

STEP 2：基本情報

- **申立先裁判所**：「相手方（元夫・元妻）の現在の住所地」を管轄する地方裁判所（本庁または支部）を入力してください。※ご自身の住所の近くや、家庭裁判所ではありません。
- **執行費用**：申立てにかかる費用です。申立手数料（4,000円）のほか、準備編で取得した書類の手数料（住民票300円、資格証明書600円など）を入力します。※連絡用

郵便切手代は裁判所によって異なるため、提出先の裁判所（執行係）へ事前にお問い合わせください。

STEP 3：当事者情報

- **申立人（あなた）**：氏名、現在の住所（送達場所）、電話番号を入力します。
- **債務者（相手方）**：氏名、現在の住所を入力します。※取得した住民票の住所と一致している必要があります。
- **第三債務者（勤務先など）**：相手の勤務先の法人名、代表者名、所在地を入力します。※取得した資格証明書通りに入力してください。

STEP 4：子の情報・債権情報

- **子の情報**：養育費の対象となるお子様の氏名と生年月日を入力します（最大4人まで）。ここで入力した生年月日は、将来分の計算に自動で反映されます。
- **確定期限が到来している債権（過去の未払分）**：
 - 「合意あり」の場合：2026年4月以降に発生した未払い月と金額を追加します。
 - 「合意なし」の場合：1ヶ月あたり「こども1人につき1万円（※複数人の場合は人数分を合算）」の法定養育費を基準に入力します。
- **確定期限が到来していない債権（将来分）**：お子様が何歳になるまで（例：満18歳、満22歳など）請求するかを設定します。「特定の年月を直接入力」または「満〇歳に達する日まで（自動計算）」から選べます。

STEP 5：データの保存と出力

- **一時保存**：画面上部の「データを保存」ボタンを押すと、入力途中のデータをファイルとしてパソコンに保存できます。後日「データを読み込」から再開可能です。
- **出力**：すべての入力完了したら、画面一番下の「PDFで作成する」または「Wordで作成する」ボタンを押してください。裁判所提出用の書類（全4種類）が1つのファイルとしてダウンロードされます。

提出編：裁判所への申立て

出力された書類（PDF/Word）を印刷し、申立書の表紙にあなたの印鑑（認印で可）を押印します。

以下のものを揃えて、STEP2で調べた「管轄の地方裁判所（執行係）」の窓口へ提出、または郵送してください。

1. このツールで作成した書類一式
2. 準備編で集めた添付書類一式
3. 収入印紙（4,000円分）
4. 連絡用郵便切手（※事前に裁判所に確認した金額・組み合わせのもの）

【免責事項】 このツールは書類作成を補助するものであり、手続きの成功や法的な有効性を保証するものではありません。ご不安な点がある場合は、お近くの弁護士または管轄の裁判所へご相談されることをお勧めいたします。